論文

# 欧州連合(EU)における男女平等政策(3)人工妊娠中絶について

井 上 たか子

#### はじめに

今回、このテーマを選んだのは、2019年5月の欧州議会選挙に際して、いくつかの構成国で台頭している保守的なナショナリズム勢力が妊娠中絶への権利を制限する運動を進めていることを知ったからである。一度獲得した権利だからといって、油断はできない。

妊娠中絶への権利は、避妊の権利と並んで、女性の性的身体の自由という 意味で、男女の序列の解体のために不可欠な条件である。男女の序列は、原 初の思考の根底にある非常に強固なものであり、女性のもつ、女性だけにそ なわっている出産能力の男性による支配に由来している<sup>1)</sup>。したがって、女 性が出産能力を主体的に引き受け、義務としてではなく自由意志で産む・産 まないを決定する権利をもつことは、女性が囚われ、自由を奪われているま さにその場で女性を解放することになる。

生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)が国際的なレベルではじめて明確に定義されたのは、1994年の第3回国連国際人口・開発会議(カイロ会議)においてである<sup>2)</sup>。このとき採択された「行動計画」によると、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産時期を自由に責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性と生殖に関する健康を享受する権利の承認により成立する。この権利には、人権に関する文書にうたわれているように、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる」<sup>3)</sup>。ここで特に、中絶の権利という観点から注目したいのは、リプロダクティブ・ライツは最高水準のリ

プロダクティブ・ヘルスなくしては成立しないという点である。「行動計画」は、中絶が当時すでに世界の国の約90%で法的に認められているものの、その大半が劣悪な状態で行われ、母親の生命や健康が危険にさらされていると指摘している<sup>4</sup>。誰もが平等に、安全な中絶を受ける権利の否定は、女性の生命への権利を脅かすものである。ましてや、避妊の失敗や強姦などによる望まない妊娠のせいで、やむを得ず中絶した女性が罰せられるようなことがあってはならない。現在でも、世界の202の国と地域のうち、中絶が全面的に禁じられている国が26(生殖年齢女性人口の約5%)、母親の生命が危険な場合にしか認められていない国が39(同、約22%)もある<sup>5</sup>。

EU 構成国では、中絶がまったく認められていないのはマルタだけで、他の 27 ヵ国では、実施条件に差はあるものの、合法化されている $^6$ 。このうち 24 ヵ国 $^7$ )では、合法期間内であれば、本人の申請により、言い換えれば、女性の自由意志に基づいて中絶できる。合法期間は、妊娠 10 週(クロアチア、ポルトガル、スロベニア)から 24 週(イギリス)まで幅があるが、ほとんどの国が 12 週 $^8$ 0 である。しかし、冒頭にも記したように、いくつかの国 ―特に、イタリア、ハンガリーなどでは、保守的なポピュリズムの勢いが増し、実際に中絶することが難しくなってきている。また、ポーランドではいまも厳しい制限がある。

本稿では、第1章で中絶に関するEUの法制度の効果について概観し、第2章で反動的な国の動向、第3章でフランスの状況について述べる。EU諸国における中絶の現状を知ることによって、中絶への権利をめぐる問題点を考察できれば幸いである。

# 1. 中絶に関する EU の法制度<sup>9)</sup> とその効果

前稿でも記したように $^{10}$ 、EU において男女平等に関わる政策は、補完性の 原則 principe de subsidiarité により、構成国が主体的に行動することが前提 であり、EU レベルでの介入は制限されている。

他方、1993年に発効した EU 条約第 129 条(現 EU 機能条約第 168 条)で 公衆衛生に関わる政策が EU の新たな行動目標として定められた。これを受けて、欧州委員会は、1995年と 1997年に域内の女性の健康状態に関する報告書を出している<sup>11)</sup>。しかし、中絶についての記述は、第 1 回報告書ではわずかに 7 行 / 104 ページ、第 2 回では<sup>12)</sup> 46 行 = 約 1 ページ / 164 ページである。第 168 条にあるとおり、この分野でも、「連合の行動は、国内政策を補

足するもので(第1項)」、「構成国の責任が尊重されること(第7項)」が前提であり、EUレベルでの介入には限界があることがわかる。

# 1.1. 性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ)についての欧州議会の決議

1.1.1. 前述のように、1994年カイロ会議、そして、翌1995年の国連第4回世界女性会議(北京会議)<sup>13)</sup> を契機に、それまでは人口政策の視点から問題にされていた性と生殖に関する健康が、人権の観点から論じられるようになった。

欧州議会は、こうした画期的転換に敏感に対応して、これらの国際会議の成果を継承する決議<sup>14)</sup>を出しているが、とりわけ、2002年7月3日に賛成280、反対240、棄権28で採択された、「性と生殖に関する健康と権利についての欧州議会決議<sup>15)</sup>」は重要である。

この「決議」は、その根拠として、1948年の世界人権宣言をはじめとする、宣言、条約、先行決議を列挙しているが、筆者が最も注目したいのは、国連女性差別撤廃委員会 CEDAW による一般勧告第21号(1994年)と第24号(1999年)である。前者は、女性差別撤廃条約(1979年採択、日本は1985年に批准)第16条1(e)<sup>16)</sup>に関して、女性の主体性を明確にし、「女性には子どもの数および出産間隔を決定する権利があること〔下線による強調は井上。以下同様〕」、「子どもをもつか、もたないかという決定は、配偶者もしくはパートナーと相談の上なされるほうが好ましいが、配偶者、親、パートナーもしくは国家により制限されるべきではないこと」としている。また、後者は、「締結国は、…可能な場合は、妊娠中絶を刑事罰の対象としている法律を修正し、中絶を受けた女性に対する懲罰規定を廃止すること」を勧告している。

これらの根拠に基づいて、「決議」は、「避妊」、「望まない妊娠と中絶」、「性と生殖に関する健康と青少年への性教育」、「性と生殖に関する健康の全般に関するEUの政策」の4つの項目にわたって意見を表明し、中絶に関しては、「中絶が産児調節の手段にされることがあってはならないこと」、「構成国および加盟候補国の政府は、女性が貧困のために中絶を選択せざるをえないことがないように、経済的補助などにより中絶の防止に努めるべきであること」、「構成国および加盟候補国の政府は性と生殖に関する公正で科学的な情報、とりわけ、望まない妊娠を避けるための情報の普及に留意すること」などに続けて、「女性の生殖に関する健康と権利を守るために、中絶が合法化

<u>され、安全ですべての人に開かれたものになること</u>」を勧告し、「構成国および<u>加盟候補国</u>の政府に対して、非合法の中絶手術を受けた女性を裁判に訴えることはいかなる場合にも差し控えること」を呼びかけている。

欧州議会のこうした積極的な姿勢の背景には、議会内に1979年に特別委員会として設置され1984年からは常設委員会として活動している「女性の権利委員会」が存在していることが大きい。この委員会が中心となって、欧州議会はすでに1990年にも、「人工妊娠中絶に関する決議」を採択している「プロジャント」という。しかし、こうした決議の効果については、必ずしも楽観できない。

EU における決議とは、慣習のなかで生まれた法令で、基本条約に規定されてないという意味で非正規法令 Actes atypiques であるが、EU 法の一部をなしている。とはいえ、決議には、構成国の政策に対するガイドラインとしての行政的効力しかなく、法的拘束力はないからだ。

1.1.2. 2002年の「決議」の当時、EU加盟候補国であったマルタは、翌年に締結された「チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキアのEU加盟条約」の調印に際して、EUの法制が「現行においても将来においても、中絶の禁止に関するマルタの法律の施行を妨げない」という趣旨の議定書<sup>18)</sup>を取り付けている。わざわざこうした議定書を必要としたのは、欧州議会決議がもつ一定の圧力を示しているとも考えられる。

とはいえ、ローマ・カトリックが98%を占めるマルタでは、結局のところ、現在も中絶は禁止されたままである。たとえ強姦などによる妊娠であっても、中絶した女性および医師は1年半から4年の禁固刑に処せられる。このため、資力のある場合は、「週末はロンドンでショッピング」という口実で、イギリスでの中絶を選択する女性も少なくないという<sup>19</sup>。

他方で、避妊薬については、2016年12月14日から薬局で処方箋なしに緊急避妊薬(アフターピル)の ellaone の購入が可能になった。ellaone は、性交後120時間(丸5日間)以内の服用で効果があり、避妊に失敗したり、性暴力の被害を受けた場合など、緊急時に服用することで、望まない妊娠を防ぐことができる。EU ではすでに2009年から認可されていたが、2015年1月の決定<sup>20)</sup>により、処方箋なしでも売ることができるように変更された。これを受けて、マルタでもようやく解禁されたわけである。カトリックの厳しい戒律の下で、売りたがらない薬局も多いらしいが、インターネットでの購入が可能である。

ちなみに、日本では、一部の医療機関で ella (エラ) の名前でオンライン

処方も始まっているが<sup>21)</sup>、厚労省は認めていない。

#### 1.2. 欧州司法裁判所の 1991 年 10 月 4 日の判決とアイルランド

マルタの他に、もう一ヵ国、同様の議定書を取り付けていた国がある。アイルランドである。アイルランドは 1973 年から EU の前身である EC に加盟していたが、EU の創設を定めた 1992 年のマーストリヒト条約の調印に際して、「現行においても将来においても EU 条約が、中絶の禁止に関するアイルランドの憲法第 40 条第 3 項 3 の施行を妨げることはない」という趣旨の付属議定書<sup>22)</sup>を取り付けた。なぜ加盟してから 20 年も経たこの時期にかというと、前年の 1991 年 10 月に欧州司法裁判所が出したサービスの自由な移動に関する判決<sup>23)</sup>に対応したものである。

1989 年に、アイルランドの胎児保護団体 SPUC は、「中絶は他者の生命を奪うものであり、EEC 条約第60条でいうサービスではない」と主張して、中絶に関する情報を配布した国内の学生団体に対する訴訟を起こしていた。翌1990年に、アイルランドの高等裁判所は欧州司法裁判所にこの訴えについての先決判決を付託する。これに対して、上記1991年の欧州司法裁判所判決は、「妊娠中絶は、それがなされた国の法律に従っている場合、EEC 条約第60条の意味におけるサービスである」、すなわち、「合法的な妊娠中絶はサービスであり、そのための自由な移動が認められる」としたうえで、「共同体法は、中絶を禁じている国が、〔専門家ではない〕学生団体による、中絶が合法化されている他国の診療所に関する情報の流布を禁じることを妨げない²41」とした。

アイルランドでは、中絶は 1861 年法以来、中絶した女性もそれを補助した者もそれぞれ刑事罰の対象になっていたが(58条、59条)、1983 年の憲法改正で、第40条第3項3に「胎児の生命と母親の生命の権利は同等である」ことが明記され $^{25}$ 、中絶禁止は憲法上の根拠をもつことなり、終身刑をも含む $^{26}$ 刑事罰が科されていた。

欧州司法裁判所の1991年判決を受けて、アイルランドは、一方では翌1992年2月に上記の付属議定書を取り付けて中絶を禁止する憲法条項を維持し、他方では11月に国民投票を行い、憲法第40条第3項3の後段に、「本項は、わが国と他国の間の旅行の自由を制限するものではない」、「本項は、国内において、法に定められる条件の下、他国において合法的に利用できるサービスに関する情報を得る、または利用する自由を制限するものではない」という規定を追加する。これによって、アイルランドの女性は、望まな

い妊娠を中絶するために、自ら情報を取得し、中絶が合法化されている国に 行って、手術あるいは薬による処置を受けることができるようになった。

この国民投票では、もう一つ「妊娠中絶の禁止は、たとえ妊婦が自殺しかねない場合でも、適用される」という項目もあったが、これは否決された。その背景には、前年の1991年12月に14歳の少女が隣人に強姦されて妊娠し、自殺の危険性があったため、家族がイギリスでの中絶を選んだという事件があった。このとき家族は胎児の DNA 採取が隣人の犯罪を証明するのに役立つかをアイルランド警察に問い合わせ、そのため事件が明るみに出て、高等裁判所による中絶中止命令が出される。家族は、最高裁判所に上告、最高裁は母体に生命の危険があるとして4対1で中絶禁止命令を覆す<sup>27)</sup>。しかし、少女は中絶するよりも前に流産してしまう。結果、アイルランドの女性たちは、「母体の生命が危険にさらされている場合に限って人工妊娠中絶を認める」とする法律の成立を 2013 年まで待たねばならなかった。

しかも、2013年法では、母体の生命の危険を理由とする中絶が認められるためには、精神科医2人と産科医1人による、自殺のリスクが「現実のものであり、重大である」ことの証明が必要であった。また、近親相姦や強姦によって妊娠した場合の中絶も認められなかった。

さらに5年を経て、2018年5月26日、人工妊娠中絶を禁じる憲法条項撤廃の是非を問う国民投票が実施される。アイルランドでは、2015年に同性婚が合法化され、同性愛者であることをカミングアウトしていたレオ・バラッカーが2017年に首相に就任。翌2018年初頭に、中絶合法化を問う国民投票を予告していた。投票の結果は、賛成66.4%、反対33.6%で賛成派が多数を占める。これを受けて、同年、12月13日法が制定され、ようやく中絶の自由が認められた。すなわち、12週〔注8参照〕までは本人の申請により、手術による外科的中絶と経口中絶薬による内科的中絶のいずれもが認められている。経口中絶薬(Mifégyne)は、医師や助産婦の指導の下に適切に使用されるかぎりにおいて、初期中絶(無月経9週の終わりまで)の安全かつ確実な方法である。

ちなみに、Mifegyne [RU-486] は日本では未承認で、Mifegyne で検索すると、厚労省による「ミフェプレックス MIFEPREX(わが国で未承認の経口妊娠中絶薬)に関する注意喚起について」<sup>28)</sup>が出てきて、危険性への注意喚起がなされている [日付はない]。後述するように、フランスでの中絶には経口中絶薬(7週の終わりまで)か吸引法(12週の終わりまで)が用いられるが、日本では掻爬法または吸引法が用いられていて<sup>29)</sup>、前記の経口避妊薬 el-

laone の場合と同様に、女性の選択肢が退けられている。

### 2. 危機にさらされる合法的中絶

2019年5月21日付のフランスの日刊紙リベラシオンは、「女性の権利を 脅かす危険な右派」と題する記事<sup>30)</sup>で、イタリアを筆頭にハンガリー、ポー ランド、ドイツ<sup>31)</sup>などの右派政党が妊娠中絶に反対する動きを見せているこ とを報じている。

#### 2.1. ポーランド

この記事によると、ポーランドの保健相は、4人の娘の父親だが、仮に彼の娘の一人が強姦のせいで妊娠するようなことがあっても、アフターピルを与えるよりは、惜しみのない愛情で包んでやるだろうと発言しているそうだ。

ポーランドでは、1993年の法律により、EUで最も厳しい中絶への規制が 実施されており、中絶が認められるのは、①母体の生命または健康に重大な 危険がある場合、②胎児に先天性異常がある場合、<br />
③強姦や近親相姦などの 犯罪行為の結果である場合だけである。中絶の合法期間は12週までで、そ れ以降は、中絶を行う医師の他に2名の医師による証明が必要で、違反した 場合は、最高で禁錮2年の刑が科される。しかも、①~③の理由が必ず認定 されるとは限らない。認定されなかった例は、次のような、欧州人権裁判所 CEDH<sup>32)</sup> に提訴したケースに見ることができる。① Tysiac c. Pologne (no 5410/03) 2007, 03.20: ティションツは、視力の低下が進行することを恐れて 中絶を望んだが認められず結果、視力が著しく失われた。CEDHは、欧州人 権条約第8条の「私生活および家族生活の尊重への権利」に違反するとした。 ② R.R. c. Pologne (no 27617/04) 2011.05.26: 出生前診断を望んだ妊婦に対し て、中絶反対の医師がこの検査を拒否し、ようやく6週間後の羊水穿刺検査 で胎児の異常が判明したときには合法期間を過ぎていた。やむを得ず出産し た子どもはターナー症候群であった。CEDH は、欧州人権条約第3条の「非 人道的もしくは品位を傷つける取扱いの禁止し、および第8条への違反を認 めた。③ P. et S. c. Pologne (no 57375/08) 2012.10.30:同じ学校の生徒に強姦 され妊娠した14歳の少女に対して、複数の医師が誤った情報を与えたばか りか、事件をメディアに流して守秘義務にも違反した。最終的に少女は中絶 したが、CEDH は、欧州人権条約第3条、第5条1の「身体の自由および安 全に対する権利」、および第8条に違反すると判決した。

国民の90%以上がカトリックのポーランドでは、2012年頃からカトリック教会が主導する「反-ジェンダー」の動きが拡大する。この動きは政治レベルでのカトリックとナショナリズムの結合を助長し、2015年秋の選挙では、右派政党 Pis (法と正義) の8年ぶりの政権奪取に貢献する<sup>33)</sup>。 Pis は 2001年に結成された国家主義保守政党で、伝統的家族の価値を称揚し、同性婚をはじめ、中絶の権利や性教育にも反対している。 Pis が政権を握るや、カトリック教会とプロライフのネットワーク「Stop 中絶」が結束して、中絶の全面禁止に向けたキャンペーンを開始。2016年春には、妊婦に死の危険が迫っている場合を除く中絶の禁止と違反した場合は医師および妊婦を5年の懲役に処するという法案を支持するために、大規模な署名運動を展開した<sup>34)</sup>。

上で見た例のように、たとえ国際司法で人権侵害が認められたとしても、国内法の改悪につながったのでは意味がない。ポーランドの女性たちは、これ以上厳しい規制を受け入れることを拒否するために、首都ワルシャワをはじめ、ウッチ、クラクフ、ブロツワフなど各都市で法案反対の10万人規模のデモを行う。女性たちは黒い服に身を包み(«Black protest»)、「私たちに必要なのは医者だ。宣教者じゃない!」と抗議の声を上げた。結局、ポーランドの下院は2016年10月、この法案を賛成58、反対352、棄権18で否決することになる<sup>35)</sup>。

しかし、それで終わったわけではなかった。2018年3月、今度は、先天性異常のある胎児の中絶を禁止するという法案が提出される。先天性異常のある胎児の中絶は、ポーランドでの合法的中絶の大半を占めており、またも大きな反対運動が沸き起こる。国際人権連盟 FIDH の報告書によると $^{36}$ 、法案はまだ通過していないが、政府はこうした子どもを出産した女性には4,000 ズウォティ = 925 ユーロ(ちなみに、ポーランドの月額平均所得は4,256 ズウォティ = 999 ユーロ)の一時金支給も計画しているという。

現在、ポーランドで実施されている合法的中絶は年間約1,000件だが、一方で15万件の非合法な闇中絶が行われており、費用は上記の月額平均所得とほぼ同額だという。また、近隣のチェコ、スロバキア、ドイツなどに中絶旅行をする女性も約20万人いる<sup>37)</sup>。いずれも資力が必要であり、中絶の権利が否定されているというだけでなく、平等でないという意味でも、重大な問題である。

こうした状況に対して、EU 議会は、2017年11月の「ポーランドの民主

主義と法治国家としての状況に関する決議」38)のなかで、2016年の中絶反対 デモにも言及し、「安全で合法的な中絶を含む、性と生殖に関する健康と権 利に関連するサービスを拒否することは女性の基本的権利の侵害でありし、 「重大な、あるいは致命的な異常のある胎児の中絶を禁止する法案を断固と して非難する」としている。この決議はもともと、2015年末からポーラン ド国内で起きていた司法の独立を脅かす法改正について、欧州委員会が EU 条約第2条に定められた EU の共通価値、すなわち、「人間の尊厳、自由、 民主主義、平等および法の支配の尊重、ならびに少数者に属する人々の権利 を含む人権の尊重という価値 | の「法の支配の尊重 | に抵触するとして改善 を促していた案件に関わるもので — この件については、結局、EU 委員会 が2017年12月にポーランドに対して、EU条約第2条への違反を理由に、 同条約第7条に基づく議決権停止の制裁手続きを開始した39 — 、性と生殖 に関する健康と権利に直接的にかかわる決議ではない。にもかかわらず、欧 州議会がこの決議のなかで中絶の問題にも言及していることは、繰り返し提 出される中絶禁止法案に対する憂慮がいかに甚大であるかを示していると言 えるだろう。

#### 2.2. イタリア

イタリアでは、1978年の法律194号により、中絶は合法化されており、 社会的および/あるいは医学的適応が認められると、90日までの中絶が可能である。

しかし、現実には、医療施設の不足と医師の良心的拒否により、中絶を受けることが難しくなっている。医師の拒否率は平均 70%、イタリア南部では 83%に達する地域もあるという $^{40}$ 。公立病院の外来では、患者が医師を選べないために、合法期間内に医師が見つからず、かなりの妊婦が闇中絶を余儀なくされている(政府発表で年間 1 万 5000 件、NGO によると 5 万件)。これに対処するため、政府は 2016 年 2 月のデクレで闇中絶に対する罰金を高くしたが、結果、妊婦は従来 50 ユーロだった罰金を最高 1 万ユーロまで支払うことになったという $^{41}$ 。

こうした問題に加えて、極右政党やイタリア司教会議 CEI の支援を得て、中絶に反対する団体の活動も盛んになっている。CEI は、公式には表明していないものの、その代表者たちは明らかに「反・ジェンダー」の姿勢を示しており、中絶反対団体の資金源にもなっているという<sup>42)</sup>。上記リベラシオン紙の記事は、2018 年 10 月にベローナ市議会で、極右政党の「同盟(リー

グ)」<sup>43</sup> に属する議員が提出した妊娠中絶反対団体への<u>公的補助金の支給</u>を認める動議が可決されたことを報じている。この投票は、まさに中絶への権利の否定を象徴するものである。もちろん、こうした反動的な政治に抗議する活動家たち<sup>44)</sup> もいないわけではない。彼女たちは、マーガレット・アトウッドのディストピア小説『侍女の物語』に登場する、子どもを産むための道具として、支配者層である司令官たちに仕える侍女たちのように、赤い衣と白いキャロットという扮装をして静かに抗議した。

ベローナは、昔から保守的なカトリックの勢力が強く、「伝統的家族」の 擁護の名のもとに中絶への権利に反対する運動の拠点になっているが、2018 年3月には、第13回世界家族会議の主催地として、マッテオ・サルヴィー 二内相(当時)をはじめ約1,500名の参加者を迎えた。世界家族会議は、福 音派=キリスト教右派が中心になって構成するNGOで、起源は1994年に さかのぼり、1997年のプラハでの総会を皮切りに世界各地で毎年1回の総 会を開いている<sup>45</sup>。同性婚に反対し、男性と女性の結婚とその間に産まれた 子どもからなる家族を「自然な家族(ナチュラルファミリー)」と称し、そ うした伝統的家族にのみ価値があると主張する。胎児の「生まれる権利」を 尊重し、妊娠中絶を神への挑戦ととらえており、このベローナでの世界家族 会議では、中絶への権利を制限するための国民投票への手続きを求める提案 も出された。

イタリアでは、50万人余の署名が集まれば、国民の側から国民投票を求めることが可能で、1981年にも中絶に関する国民投票が行われたことがある。この時には、中絶法を維持するほうが勝った<sup>46)</sup>。現在、中絶はすでに社会のなかに根付いており、仮に国民投票が行われても、法改正にまでは至らないであろう。この世界家族会議でサルヴィーニは、同性婚への反対を言明したが、さすがに法律194号に手を加えるつもりはないと発言している<sup>47)</sup>。

しかし、極右政党や保守的な宗教勢力が結集し、その支持のもとに世界家族会議のような運動が広まれば、前述のとおり、すでに実際上、中絶の実施が難しくなっている事態がさらに悪化したり、中絶を選択する女性に心理的圧力を加えたりする方向に進む可能性は大きい。

## 2.3. ハンガリー

世界家族会議は、2017年にはハンガリーのブタペストで開催されており、ヴィクトル・オルバン首相が率いるフィデス・ハンガリー市民連盟はこの会議を財政的にも支援した。主催者によると参加者は3,000人、出身国・地域

数は70を超え、世界各国の宗教右派が結集するネットワーク・イベントの 趣だったという<sup>48)</sup>。オルバン首相は自ら開会演説をし、ハンガリーに「イス ラム系の移民を受け入れるのではなく、我々自身の子だくさんで絆の強い家 族を取りもどす必要がある」と、出生率の回復を強く訴えた。

オルバンは、1998年から 2002年にも首相を務めており、ハンガリーをEU 加盟(2004年)に向けて牽引した実績をもつ。しかし、その後急速に極右的な性質を強めるようになっていった<sup>49)</sup>。2010年に政権復帰するとすぐに憲法改正に着手するが、EU は、改正手続きの不透明さや不十分で性急な審議など民主主義に反する点を批判し、内容的にも憲法裁判所の権限の縮小をはじめとする司法の独立を危うくする措置、仮釈放の可能性のない実質的終身刑や性的志向による差別など人権の問題に関する原則の表明を怠っている点などを懸念したが<sup>50)</sup>、同憲法(ハンガリー基本法)は 2012年1月に発効した。

この憲法は第2条で「胎児の生命は受胎のときから保護される」としており $^{51}$ 、胎児の生命や利益を母親の生命や利益より優位に置いているように見える。この条文によって、将来的に、中絶の規制が強化されることは大いにありうる $^{52}$ 。

現在の規定では、妊婦が「重大な危険」を申請するか、強姦の場合に12 週まで、社会的および/あるいは医学的適応が認められると18週まで、合 法的に中絶できる。しかし、この節の最初に書いたように、現在の政権は「伝 統的家族」を称揚する非常に保守的な動きを見せており、油断はできない。

実際、2012年夏には、その年の5月に経口中絶薬の使用を開始したばかりの唯一の私立病院が政治的圧力により、使用を諦めた。経口中絶薬は、前述のとおり、妊娠の初期段階での中絶法として、母体の負担も比較的少なく、国際的にも認められているが、反対者たちによれば、身体的あるいは精神的傷を小さくするような中絶は性倫理の低下を招き、胎児の生命を危うくするというのである<sup>53)</sup>。したがって、日本と同様に〔注29〕、手術による外科的中絶のみが行われている。

ハンガリーでは、並行して、さまざまな出産奨励策が取られており、例えば、月収 1600 ユーロ(ハンガリーの平均月収の 2 倍に当たる)を上限とする税控除額が、子ども 1 人ないし 2 人の家族には、子ども 1 人につき毎月 35.7 ユーロ、子ども 3 人以上の家族には、子ども 1 人につき毎月 117 ユーロも認められている54)。

## 3. フランスの法制

中絶に関するフランスの法制の大要は、「公衆衛生法典」の第2部「性と 生殖に関する健康、女性の権利、子ども・青少年・若年成人の健康の保護」 の第2編「人工妊娠中絶」にまとめられている。

第2編は、第1章「一般規定」、第2章「刑罰規定」から成り、第1章には、第1節「一般原則」、第2節「妊娠12週の終わりまでに行われる中絶」、第3節「医学上の理由で行われる妊娠中絶」、第4節「共通規定」が含まれ、第2章には、第2節「違法な妊娠中絶」と第3節「合法な妊娠中絶への妨害」が含まれる<sup>55)</sup>。

第2編「人工妊娠中絶」の第1章第1節第1条 (L2211-1) には、「民法典」の第16条 $^{56}$ から、「法律は人の優位性を確保し、その尊厳へのいかなる侵害も禁止し、人間をその生命の始まりから尊重することを保証する」という文言が転記されている。その上で、第2条 (L2211-2) で、「この原則の侵害は、必要な場合にのみ、この節〔第1節「一般規定」」で規定されている条件に従ってのみ、なされうる」と定められている。

この後に、第1節第2章 「妊娠12週の終わりまでに行われる中絶」(L2212-1 ~L2212-11)が続き、具体的なルールが規定されている。

# 3.1. 女性の自由な意志による、合法的妊娠中絶

フランスでは、1975年の「妊娠の自由意志による中絶 IVG に関する法律」、通称ヴェーユ法 $^{57}$  により、ようやく人工妊娠中絶が合法化され $^{58}$ 、「妊娠によって苦境 situation de détresse に置かれる女性は、妊娠 10 週〔注8参照〕の終わりまでを条件に、中絶を医師に要請できる」と定められた。

その後、2001年の「IVGと避妊に関する法律」によって、合法期間は妊娠 12 週まで延長される $^{59}$ 。同法はまた、未成年者が親権者の同意なしに(ただし、成人の付添い一人が必要)中絶することを可能にした $^{60}$ 。

さらに、2014年の「女性と男性の実質的平等法」<sup>61)</sup>は、女性が中絶を要請できる理由として記されていた「妊娠によって苦境に置かれる」を削除し、「妊娠を継続することを望まない女性」に改正し、女性が自らの判断で中絶できる権利、すなわち、中絶に関する自己決定権を確立した<sup>62)</sup>。この「苦境」という文言については、法的には、すでに 1980年に、国務院〔最高行政裁判所〕の判決で、「苦境にあることを判断できるのは妊婦のみである」とされてお

り<sup>63)</sup>、実際上、中絶を決定するのは女性であり、有名無実化していた。それにもかかわらず、この改正がなされたのは、女性の性的身体の自由こそは、男女平等のために不可欠な権利であることを改めて確認するものである<sup>64)</sup>。これは、この法律の第1章が、「国、地方公共団体およびそれに属する公施設は、女性と男性の平等のための政策を統合的アプローチ approche intégrée<sup>65)</sup> によって実施する。この政策には次の行動が含まれる」として、 $1\sim 10$ の活動を列挙し、その4番目に「女性が、とりわけ避妊や IVG へのアクセスによって、自らのセクシュアリティへの主導権 maîtrise をもつことを保証するための活動」を掲げていることにもあらわれている。

しかし、こうした自由に反対する人がいないわけではない。そこで、合法的中絶を妨害する行為に対する対策も取られ、1993年には、病院や診療所での、人工妊娠中絶のための診察や実施の妨害、職員への脅迫などの行為が軽罪(2年の懲役および 2,000~30,000 フランの罰金刑)として定められる $^{66}$ 。この罰則の対象は徐々に拡大されて、2014年には、上述の「女性と男性の実質的平等法」により、中絶に関する情報の取得を妨害する行為に対しても適用された $^{67}$ 。さらに、2017年には、「IVGへの妨害罪の拡大に関する法律」 $^{68}$  により、中絶に関する情報を求める女性に、故意に間違った指示を与える目的で情報操作をするサイトに対しても拡大された。道徳的・心理的圧力を与えて、中絶を思いとどまらせようとすることも、禁じられた。

## 3.2. すべての女性に平等な、合法的妊娠中絶

合法的中絶の権利はすべての女性が平等に享受できるものでなければならない。そのためには、第一に、費用の問題がある。フランスでは、1982年 $^{69}$ に中絶費用の社会保険からの一部償還が始まり、いくつかの段階を経て 一 例えば、2002年には親権者に対する秘密保持を望む未成年者の中絶に関わるあらゆる費用を無料とした $^{70}$  — 、2013年からは未成年者だけでなく、成人女性についても中絶費用の100%償還(それまでは $70\sim80\%$ )が実現した $^{71}$ 。

さらに、2016年の「保険制度の近代化法」では、中絶費用そのものだけでなく、これにともなう診察や超音波その他の検査を含めて、中絶に関わるあらゆる費用の 100% 償還が定められた<sup>72)</sup>。

同法はまた、初診から中絶の意思決定までの間に義務づけられていた1週間の熟慮期間という文言を削除した<sup>73</sup>。中絶の合法期間が12週の国で、この1週間の短縮は大きい。母体への侵害度がより少ない経口中絶薬を使用でき

るのは7週の終わりまでなので、妊婦は意に反して、吸引法による中絶を受けざるを得ないこともあったからである。

2016 年法はまた、中絶へのアクセスを緩和するために、経口中絶薬による中絶を行う資格を医師だけでなく、助産婦にも拡大した<sup>74)</sup>。中絶を行える場所は法で定められた施設に限られるが、病院以外にも家族計画センター、家族教育センター、保健センターなどが含まれる。他方で、医師または助産婦の資格をもたずに、あるいは定められた施設以外で行った場合は、2年の禁固刑および 30,000 ユーロの罰金が科される。ただし、いかなる場合も、当事者である女性が罰せられることはない。

なお、フランス政府は、2013年の「中絶の権利のための国際デー」(毎年9月28日)に際して、当時の女性の権利大臣ナジャット・ヴァロー=ベルカセムのイニシアティブで、中絶についてのサイト https://ivg.gouv.fr/を立ち上げ、正確で公正な情報の提供につとめている。

妊娠中絶を望む女性は、出来るだけ早く専門の施設で1回目の診察を受け、その際に、医師または助産婦は妊婦に中絶の方法(経口中絶薬によるか吸引法手術によるか)について説明し、合法的中絶の権利に関する情報を含む説明書と中絶を行う施設のリストを手渡さなければならない。未成年者は、意思決定の2日前までに、特定の資格をもつカウンセラーとの面談を義務づけられており(もちろん、成人女性もこの面談を受けることができる)、カウンセリングを行う施設のリストも同時に手渡される。

医師または助産婦は中絶を義務付けられてはいないが(良心条項)、中絶を行う意思がない場合は、<u>直ちに</u>その旨を伝え、診断書類とともに、中絶を行う医師または助産婦の名前を伝えなければならない。

妊婦は、2回目の診察のときに、中絶の方法を自ら選択し、書面での同意書を提出しなければならない。妊婦の同意なしになされた中絶には、合法期間であっても、刑法により5年の禁固刑および75,000ユーロの罰金が科される。

中絶後は、2~3週間の内に、中絶を行った医療機関での予後検診が義務づけられており、避妊についても相談できる(未成年者には義務づけられている)。

## 3.3. 現状と問題点

避妊手段が進歩し、ほとんどの女性が避妊しているにもかかわらず $^{75}$ 、フランスでは毎年、約22万件の中絶が行われている(2017年には21万6,685

件)。この他にも合法期間を越えたために、近隣のスペイン(合法期間14週)、オランダ(刑法では24週、実際上22週)、イギリス(24週)などでの手術を余儀なくされるケースが5,000件前後ある。当然ながら、外国での中絶費用に保険はきかないし、旅費もかかる。

こうした事態が生じるのは、中絶を行える施設が不足しているからで、待ち日数は平均9日間、特に夏のバカンスの期間は診察予約を取るのも難しく、何週間も待たなければならないこともある。そのため、経口中絶薬を使用できる期間を超えてしまったり、なにより合法期間の12週までに医師を見つけるのに苦労するという。

こうした状況に対処するために、2019年2月に提出され、7月に成立した「保険制度の編成および改革に関する」法律<sup>76)</sup> の審議過程で、中絶合法期間を12週から14週まで延長する追加条文が提出され、一旦、上院で可決されたが、再審議の上、232対87で否決された。再審議には手続き上、政府の同意が必要だが、連帯・保健大臣は、この延長提案の根拠である人工妊娠中絶へのアクセスが難しくなっている現状を認め、すべてのフランス女性が安全な人工妊娠中絶を平等に受ける権利を擁護し、また、この権利が脅かされている国際状況に立ち向かわねばならないことに言及した上で、合法期間の延長については、近く検討される予定の生命倫理法の枠内で審議される性質のものであるとして、再審議に同意したのだ<sup>77)</sup>。

また、良心条項(公衆衛生法典 L2212-8)を削除する修正案も複数、提出された。提出理由を要約すると、一般に医師は医師法第 19 条により、「診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、人工妊娠中絶に関してだけ二重の良心条項が定められているのは、中絶を特別視し、中絶の権利を十分に認めていないからではないかというものである。このため、中絶を行う医師がいない地域も出てきている。また、良心条項を理由に、フランスの産科医・婦人科医全国協議会 SYNGOF による中絶反対のためのストライキの呼びかけなどの運動があったことも、影響している。SYNGOF の会長は、2018 年 9 月にも中絶を殺人 homicide と比較する発言をして、物議をかもしている。しかし、結局、これらの修正案はいずれも国民議会の審議で否決された<sup>78)</sup>。

# おわりに

本稿の冒頭で記したように、女性が自由意志で産む・産まないを決定する

権利は、現在では、リプロダクティブ・ライツとして、広く国際的に認められており、中絶への権利もそれに含まれる。女性の産む能力こそが原初において男女の序列を形成したのであり、そこから発生した性別役割分担に基づく「伝統的家族」像がいまなお男女の平等を阻んでいることを考えれば、中絶への権利は男女平等のために不可欠な条件である。

にもかかわらず、EUでもまだ、中絶への権利を認めていない国や制限しようとしている国がある。人工妊娠中絶は、新たに生まれていたであろう子どもの殺害であり道義的に認められないという意見は根強く残っている。女性の権利と胎児の権利のどちらを優先するべきかという問題は、人間の生命の始まりはいつなのかという難しい問題もはらんでいる。

しかし、例えば、フランスの場合のように、二者択一ではない考え方も可能である。すなわち、「法律は人の優位性を確保し、その尊厳へのいかなる侵害も禁止し、人間をその生命の始まりから尊重することを保証する」という原則に立った上で、「この原則の侵害は、必要な場合にのみ、規定された条件に従ってのみ、なされうる」と定めることは可能である。

ここで示されている原則は、1994年の生命倫理法にともない民法典に挿入された第 16 条 $^{79}$  を転記したもので、1975年のヴェーユ法の第 1 条、「法律はすべての人間 être humain を生命の始まりから尊重することを保証する $^{80}$ 」と比べると、「法律は人 personne の優位性を確保し、その尊厳へのいかなる侵害も禁止し、」という文言が加わっている。つまり、ヴェーユ法にはなかった「人 personne」についての文言が加わっている。

ここでの「人」と「人間」とはどう違うのだろうか。一つの解釈として、筆者は、次のように考える<sup>81)</sup>。 ——「人間」とはまだ生まれていない者も含めたすべての「人間」をいい、「人」とは、その中ですでに生まれて、法的身分をもつ「人間」である。すなわち、法律によって「人」の優越性が確保され、その尊厳の侵害が禁止される。そして同時に、すべての「人間」の生命の尊重が保証される。この三つのことは並置されている。中絶との関連で考えれば、「人」である母親の優越性が確保され、その尊厳が守られるためには、「人」は単に法的存在であるだけでなく「人間」でもあるわけだから、「人間」としての母親の生命が尊重されねばならない。しかし同時に、「人間」である胎児の生命もまた尊重されなければならない。これから生まれる「人間」の生命を中絶することは、つまりは「殺人」である。

それでは、中絶は殺人であるとして禁じればよいのか。中絶を禁止し、その禁止を侵した母親を罰すればよいのか。その場合、「人」としての母親の

優越性はどのように確保され、その尊厳はどのようにして守られるのか。中絶は胎児の生命を絶つことであり、一度絶った生命は取り返しがつかない。したがって、精神的にも身体的にも重大な負担をともなう行為である。それでもなお、たとえ非合法であっても、中絶は行われてきたし、行われている。それは、置かれた状況の中で女性が「人」として生きるためにせざるを得なかった選択の結果である。この意味で、母親の「人」としての尊厳を尊重した、安全な中絶を保証するべきであり、第二の段階として、「この原則の侵害は、必要な場合にのみ、規定された条件に従ってのみ、なされうる」という例外規定が設けられ、合法化されたのだ。言い換えれば、「人」をまだ生まれていない人間よりも — ただし、合法期間内に限って — 優先するという例外規定である。

合法期間をどう定めるかは難間である。欧州司法裁判所は、2011 年 10 月 18 日に、ドイツの幹細胞研究者の特許の要求に対する判決(C-34/10)で、「受精後のいかなるヒト卵子、成熟したヒト細胞から細胞核を移植したいかなる未受精のヒト卵子、および分裂とさらなる成長が単為生殖により促進されたいかなる未受精のヒト卵子も『ヒト胚』を構成する」とした。とはいえ、例えばハンガリー憲法のように [cf. 注 51]、そうしたヒト胚の生命を保護しなければならないとしたら、不妊治療で余ったヒト胚はどうするのだろう。無期限に冷凍保存することになるのだろうか $^{82}$ 。一方で、妊娠 23 週の段階で帝王切開により 245g で産まれた赤ちゃんが 2,500g まで成長し、無事に退院したというニュースもあった $^{83}$ 。

こうした問題が解決されていない現在、国によって合法期間に違いがあるのはやむを得ないとしても、例外規定そのものを認めないこと、女性が望んでいるにもかかわらず、女性の意思以外の理由で中絶そのものを禁止することは、女性の人権の否定である。文化相対主義の名のもとに、「各国政府はそれぞれ独自の哲学に基づき人権を解釈する権利をもつ」と主張することは、「実際には、男女平等という原則の拒否に同意していることを覆い隠している」にすぎない<sup>84</sup>。

EUの共通価値を定めた EU 条約第2条には、「EU は、人間の尊厳、自由、民主主義、平等および法の支配の尊重、ならびに少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重という価値を基礎とする」こと、さらに「これらの価値は、多様性、非差別、寛容、正義、連帯および男女平等<sup>85)</sup> を特徴とする社会における構成国に共通する」と定められている。ポーランドやハンガリーについて見たとおり、「法の支配の尊重」に抵触することを根拠に第7条の発動が

#### フランス文化研究

可能であるときに、中絶を禁止したり罰したりする国を、なぜ「男女平等」 に反するとして糾弾できないのだろうか。筆者には、そうしないことこそが まさに男女平等違反であるように思える。

#### 注

- 1) この点については、別稿で詳しく論じたので、参照されたい。井上たか子「男女の序列はなぜ生じたのか――『第二の性』と『男性的なもの/女性的なもの』を読む」、『女性空間』No. 34、日仏女性研究学会、2017 年。
- 2) 詳しくは、リプロダクティヴ法と政策センター編、房野桂訳『リプロダクティヴ・ライツ 世界の法と政策』、明石書店、2001 年、辻村みよ子『概説 ジェンダーと法』、信山社、2013 年、第 10 章「リプロダクティヴ・ライツ」など。
- Programme of Action adopted at the International Conference on Population and Development Cairo, 5–13 September 1994, VII. A.
- 4) Programme of Action, op. cit., VIII.C.
- 5) Center for Reproductive Rights, <a href="http://worldabortionlaws.com/">http://worldabortionlaws.com/</a>
- 6) 各国の法制度については、次の資料にコンパクトにまとめられているので、参照されたい。Panorama sur l'avortement dans l'union europeenne, janvier 2015, Centre de documentation du Planning Familial, pp. 6-14. [Planning Familial は、セクシュアリティに関わる問題に取り組むフランスの代表的な団体で、中絶と避妊を禁止した 1920 年法の廃止を求めて 1953 年に「幸福な母性協会」の名で設立、1960 年に改称。」<a href="http://documentation.planning-familial.org/imag/vignettecentredoc/pdfdosdoc/2015\_01\_panorama\_AVO\_UE-1.pdf">http://documentation.planning-familial.org/imag/vignettecentredoc/pdfdosdoc/2015\_01\_panorama\_AVO\_UE-1.pdf</a>

なお、キプロスでは、健康上のリスクの証明が求められていたが、2018年3月法により、妊娠12週(強姦・近親相姦の場合は19週)まで、本人の申請により中絶できるようになった。

その他、この資料以降の情報については、本文中に記したとおりである。

- 7) 他の3ヵ国は、ポーランド(後述→2.1)、フィンランド(2 人の医師の合意 妊婦が17 歳未満または40 歳以上あるいはすでに子どもが4 人以上いるときは1 人の医師の合意 が必要。しかし実際には中絶へのアクセスは容易)、イギリス(社会的適応 indications sociales および/あるいは医学的適応。2 人の医師の証明が必要。実際には中絶へのアクセスは容易)である。なお、社会的適応とは、女性の社会的(経済的)な困窮を中絶に適応する理由として考慮することをいう。
- 8) 妊娠週は、EUでは受精成立日より数えるので、最終生理開始日から数える日本とはほぼ2週間の差がある。したがって、ここで12週というのは日本の数え方では14週に相当する。
- 9) EU とは別に、1949年に設立された国際機関、欧州審議会 Conseil de l'Europe (加盟 47 カ国) の妊娠中絶についての見解をまとめたものとして、Santé et droits sexuels et reproductifs des femmes en Europe, Conseil de l'Europe, décembre 2017 も参照されたい。

- 10) 井上たか子「欧州連合 (EU) における男女平等政策 (2) 労働における男女平等」、『フランス文化研究』 第 45 号、2014 年、p. 78。
- Rapport de la Commission sur l'état de la santé des femmes dans la Communauté Européenne. COM (95) 357; COM (97) 0224.
- 12) 欧州議会は、この二つ目の報告書に関して、1999年に、「EC 域内における女性の健康状態に関する欧州委員会の報告書についての決議」を採択して、欧州委員会が中絶に関する構成国間の格差に十分に対処してこなかったことを指摘し、「少なくとも、強制された妊娠や強姦の場合、あるいは女性の健康や生命の危険があるときには、最終的な決定は女性自身に属するという原則に立って、中絶を合法化すること」、「人工妊娠中絶は医学的に安全な条件の下で行われ、精神的・社会的支援がなされること」を促している。cf. Résolution du 9 mars 1999 sur l'état de la santé des femmes dans la Communauté européenne (A4-0029/99).
- 13) 北京行動綱領は、第IV章「戦略目標及び行動」の106(k)で、第3回国連国際人口 開発会議・行動計画のパラグラフ8.25を引用した後に、各国政府の取るべき行動と して「違法な妊娠中絶を受けた女性に対する懲罰措置を含む法律の再検討を考慮すること」としている。
- 14) Résolution du 4 juillet 1996 sur le suivi de la Conférence mondiale du Caire sur la population et le développement (A4-0152/96); Résolution du 18 mai 2000 sur le suivi du programme d'action de Pékin (A5-0125/2000).
- 15) Résolution du parlement européen sur la santé et les droits sexuels et génésiques (P5\_ TA (2002) 0359).
- 16) 第16条1(e)「〔締結国は、…男女の平等を基礎として次のことを確保する。〕子どもの数および出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利ならびにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育および手段を享受する同一の権利。」
- 17) この決議については、次の文献を参照されたい。中嶋公子「ヨーロッパ統合とジェンダー ― 統合が女性にもたらしたものは ®女性の身体の自己決定権をめぐるヨーロッパの動向」、『時の法令』No.1560、1998年。
  - 「女性の権利委員会」(現名称「女性の権利とジェンダー平等委員会」) は、2013 年にも新たな「性と生殖に関する健康と権利についての欧州議会決議」案を提出したが 賛成 95、反対 548、棄権 48 で否決された。背景には、中絶に反対する市民団体 One of Us による署名活動(150 万~190 万人の署名)があった。結果、代わりに、内容が 骨抜きされて、補完性の原則を確認するだけの決議案が賛成 334、反対 327、棄権 35 で採択された。
- 18) Traité d'adhésion de la République tchèque, de l'Estonie, de Chypre, de la Lettonie, de la Lituanie, de la Hongrie, de Malte, de la Pologne, de la Slovénie et de la Slovaquie (2003), protocole no. 7.
- 19) Laurène Daycard, "Droit à l'avortement : Malte est l'île de la honte", publié le 13 mars 2017. <a href="https://www.grazia.fr/news-et-societe/news/droit-a-l-avortement-malte-est-l-ile-de-la-honte-847644">https://www.grazia.fr/news-et-societe/news/droit-a-l-avortement-malte-est-l-ile-de-la-honte-847644</a>
- 20) Journal officiel de l'Union européenne C71/5 du 27. 2. 2015.
- 21) <a href="https://www.huffingtonpost.jp/2018/09/13/after\_a\_23516027">https://www.huffingtonpost.jp/2018/09/13/after\_a\_23516027</a>

#### フランス文化研究

なお、日本で用いられているノルレボ錠は処方箋が必要で、72 時間以内の服用で効果がある。

- 22) Traité sur l'Union européenne, ensemble le texte complet du Traité instituant la Communauté européenne (92/C 224/01), Protocole annexé.
- 23) Arrêt de la Cour du 4 octobre 1991, The Society for the Protection of Unborn Children Ireland Ltd contre Stephen Grogan et autres. Affaire C-159/90.
- 24) 当時は、例えばフランスでも、公衆衛生法典 L647 (この条文は 2001 年法により廃止) などにより、医師や薬剤師以外の者が中絶のための情報を宣伝することは禁じられていた。
- 25) アイルランド憲法については、増田幸弘:「アイルランド憲法における家族保護条項-判例を中心として」、『社会関係研究』第9巻第2号、熊本学園大学、2003年を参照した。
- 26) 建石真公子「中絶の実効的保障と私生活の尊重に伴う積極的義務 A, B and C 対 アイルランド判決」、小畑郁他『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』、信山社、2019 年、p. 172。
- 27) Affaire Attorney General v X [1992] 1IR1, <a href="https://fr.wikipedia.org/wiki/Affaire\_X">https://fr.wikipedia.org/wiki/Affaire\_X</a>
- 28) さらに、「我が国におけるミフェプリストンの個人輸入に関する措置については、こちらをご覧下さい」とあるところをクリックすると、「個人輸入される経口妊娠中絶薬(いわゆる経口中絶薬)について」という2004年10月24日付の監視指導・<u>麻薬対策課</u>〔下線による強調は井上〕による報道発表資料が出ている。この資料の内容の曖昧さについては、塚原久美『中絶技術とリプロダクティヴ・ライツ』勁草書房、2014年、p.98~「中絶薬をめぐる日本政府の情報操作」を参照されたい。
- 29) 公益社団法人日本産婦人科医会による妊娠中絶についての説明には、「妊娠初期(12週未満)には子宮内容除去術として掻爬法(そうは法、内容をかきだす方法)または吸引法(器械で吸い出す方法)が行われます」とあり、経口中絶薬については、「海外では妊娠初期の中絶薬を発売している国もありますが、日本では現在認可されていません。大量出血などの報告もあり、厚生労働省より注意喚起が行われています」とある。<a href="http://www.jaog.or.ip/ga/confinement/ninsinshusanga6/">http://www.jaog.or.ip/ga/confinement/ninsinshusanga6/</a>
- 30) "Europe : une mauvaise droite contre les droits des femmes", *Libération* du 21 mai 2019.
- 31) ドイツでは極右政党 AfD [ドイツのための選択肢] が、移民の大量流入を前にして、「生まれなかった子どもにも移民と同じように生命への権利がある」といった主張をしている。
- 32) 欧州人権裁判所 Cour européenne des droits de l'homme は、欧州審議会〔cf. 注 9〕〕が 1950 年に調印(1953 年に発効)した欧州人権条約の実効を保障し、条約違反の人権侵害について判決を下す機関で、国家対国家だけでなく個人や団体の国家に対する提訴も受けつける。

EUも、EU条約第6条2により、欧州人権条約への加盟が見込まれていたが、2014年の欧州司法裁判所の意見により、実現しなかった。詳しくは、中西優美子「欧州人権条約加入に関するEU司法裁判所の判断」、『一橋法学』第14巻第3号、2015年を参照されたい。

- 33) A. Graff & E. Korolczuk, "«Pire que le communisme et le nazisme réunis»: la guerre contre le genre en Pologne", sous la dir. de R. Kuhar & D. Paternotte, *Campagnes anti-genre en Europe*, Presses Universitaires de Lyon, 2018, p. 225–226.
- 34) *Ibid.*, p. 234.
- 35) <a href="https://www.christiantoday.co.jp/articles/22256/20161012/poland-abortion-ban-proposal.htm">https://www.christiantoday.co.jp/articles/22256/20161012/poland-abortion-ban-proposal.htm</a>
- 36) All downhill from here: The rapid degradation of the rule of law in Poland: what it means for women's sexual and reproductive rights, and LGBT+ persons' rights, Rapport de la FIDH, N° 726, novembre 2018, p. 39. < https://www.fidh.org/IMG/pdf/pologne\_fidh\_web\_v4.pdf>
- 37) *Ibid.*, pp. 33-34.
- 38) Résolution du Parlement européen du 15 novembre 2017 sur la situation de l'état de droit et de la démocratie en Pologne, JO C 356 du 4.10.2018, p. 44-49.
- 39) 第7条による制裁は、すべての構成国の賛成を必要とするので、ハンガリーとポーランドが互いに反対した。この件のその後については、東野篤子「中欧における『法の支配の危機』——EU内部に深まる亀裂」(2019.01.31) <a href="https://synodos.jp/internatio-nal/22454">https://synodos.jp/internatio-nal/22454</a>>を参照されたい。
- 40) Sara Garbagnoli, "L'Italie comme phare et bastion de résistance : les mobilisations entre «anthropologie humaine» et identité nationale", Campagnes anti-genre en Europe, op.cit., p. 205.
- 41) État des lieux de l'avortement en europe, mai 2018, <a href="http://avortementeurope.org/">http://avortementeurope.org/</a> wp-content/uploads/2018/08/avortement-en-europe-2018.pdf>
- 42) "L'Italie comme phare et bastion de résistance : les mobilisations entre «anthropologie humaine» et identité nationale", op.cit., p. 209, p. 212.
- 43) 当時、マッテオ・サルヴィーニが率いる「同盟(リーグ)」は、左派の「五つ星運動」と連立政権を構成していた。なお「同盟(リーグ)」は、EU 議会では、マリーヌ・ル・ペンが率いるフランスの極右政党「国民連合」と同じ会派「アイデンティティと民主主義 ID」(旧「国家と自由の欧州 ENL」。2019 年の欧州議会選挙後、ドイツの AfD 〔cf. 注 31)〕を加え、73 議席に増加した)に属している。
- 44) リベラシオン紙の記事では activistes du mouvement féministe と記されているが、イタリアのフェミニストは差異派のほうが優勢であるので、ここではあえてフェミニストという語は用いなかった。
- 45) 詳しくは、金子夏樹『リベラルを潰せ』、新潮新書、2019 年を参照されたい(特に第1章、第2章)。
- 46) Ludmila Acone, "En Italie, le droit à l'avortement est une brèche à partir de laquelle l'extrême droite essaie de faire tomber tout l'édifice de protection des droits fondamentaux", publié le 25 avril 2019 sur le site : avortementeurope.org/
- 47) "Européennes : tour d'Europe des droites eurosceptiques, populistes et radicales", Libération du 28 mai 2019.
- 48) 金子夏樹、前掲書、p. 25。
- 49) 東野篤子、前掲論文。2018年9月にEUはハンガリーに対しても、前述のポーラン

ドと同様に、第7条に基づく制裁を開始した。

- 50) Résolution du Parlement européen du 5 juillet 2011 sur la constitution hongroise révisée (2013/C 33 E/03).
- 51) ハンガリー基本法第2条「人間の尊厳は、不可侵である。全ての人間は、生存、並びに人間の尊厳に対する権利を有する。胚、及び胎児の生命は、懐胎の時から保護される。」小野義典「ハンガリー憲法とEU法」(ジャン・モネEU研究センター主催特別講演会、2014年6月5日)より引用。<a href="http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/voshinori ono 03.pdf">http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/voshinori ono 03.pdf</a>
- 52) Revue du droit européen de l'égalité des genres, No 1, 2012, Commission européenne. p. 77
- 53) Revue du droit européen de l'égalité des genres, No 2, 2012, p. 105
- 54) Revue du droit européen de l'égalité des genres, No 2, 2013, p. 72
- 55) 第2章第1節は、2001年法により削除。cf. 本稿、注24)。
- 56) 第16条は、民法典第1章第2節「人体の尊重について」の冒頭に位置している。
- 57) Loi n° 75-17 du 17 janvier 1975 relative à l'interruption volontaire de la grossesse.
- 58) 中絶が合法化される以前の女性たちの状況がいかに悲惨なものであったかは、例えば、シモーヌ・ド・ボーヴォワール著、朝吹三吉・二宮フサ訳『決算のとき』下、紀伊国屋書店、1974年、p. 192~p. 196 を参照されたい。また、ヴェーユ法成立の経緯については、シモーヌ・ヴェーユ著、石田久仁子訳『シモーヌ・ヴェーユ回想録』、パド・ウィメンズ・オフィス、2011年、p. 151~p. 162 を参照。
- 59) Loi n° 2001-588 du 4 juillet 2001 relative à l'interruption volontaire de grossesse et à la contraception, Art. 2.
- 60) 同法、Art. 7。
- 61) Loi n° 2014–873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes, Art 24
- 62) ちなみに、日本の母体保護法では、合法的中絶において、本人だけでなく医師の認定と配偶者の同意が要件とされている。結局、女性は「中絶を受ける母体として保護される客体、すなわち中絶を受けることが許される存在にすぎず」、主体としての地位を奪われている。cf. 若尾典子「身体・性を生きる」、浅倉むつ子・戒能民江・若尾典子著『フェミニズム法学――生活と法の新しい関係』、明石書店、2004年、p. 309
- 63) Conseil d'Etat, Assemblée, 31 octobre 1980, n° 13028.
- 64) この法律の法案に添えられた「影響研究 Etude d'impact」は、フランソワーズ・エリチエが『男性的なもの/女性的なもの I、II』(明石書店、2017年、2016年)で論じた「男女の示差的原子価 valence différentielle des sexes」の概念にも言及しており、男女の序列は人類の原初に遡る根深いものであり、男女平等に到達するためには性的自己決定権を法的に明確に認めることが不可欠である、とするエリチエの分析の影響がうかがわれる。本稿、注 1)を参照。
- 65) approche intégrée は、「ジェンダー主流化」のフランス語表現。政府が行なうあらゆる活動は、あらゆる段階で、つまり、法案や政策の立案、その実施、評価、見直しといったあらゆる段階で、それが女性および男性に与える影響を、ジェンダー平等の視点から、統合的に考慮しなければならないということ。注64)にある「影響研究」は、

#### 欧州連合 (EU) における男女平等政策 (3) 人工妊娠中絶について

この意味で法の与える影響を予め検討するもので、必ず法案に添えられなければならない。

- 66) Loi n° 93-121 du 27 janvier 1993 portant diverses mesures d'ordre social, Art. 37.
- 67) Loi n° 2014-873, Art. 25.
- 68) Loi n° 2017–347 du 20 mars 2017 relative à l'extension du délit d'entrave à l'interruption volontaire de grossesse.
- 69) Loi n° 82-1172 du 31 décembre 1982 relative à la couverture des frais afférents à l'interruption volontaire de grossesse non thérapeutique et aux modalités de financement de cette mesure.
- 70) Décret n° 2002-799 du 3 mai 2002 relatif à la prise en charge anonyme et gratuite des interruptions volontaires de grossesse pratiquées sur des mineures sans consentement parental.
- Loi n° 2012–1404 du 17 décembre 2012 de financement de la sécurité sociale pour 2013.
- 72) Loi n° 2016–41 du 26 janvier 2016 de modernisation de notre système de santé, Art. 112.
- 73) 同法、Art. 82
- 74) 同法、Art. 127。
- 75) 妊娠を望んでいない 18~44 歳の女性のほとんどが何らかの手段で避妊しており (ピル 43%、DIU [子宮内避妊具] 21%、コンドーム 15%)、避妊していないのは約 2.5%。
- 76) Loi n° 2019-774 du 24 juillet 2019 relative à l'organisation et à la transformation du système de santé.
- 77) Compte rendu intégral de la séance du 11 juin 2019, au Sénat.
- 78) Compte rendu intégral des séance du 22 mars 2019, à l'Assemblée nationale.
- 79) cf. 注 56).
- 80) ヴェーユ法では、この第1条の後半に、現行法では第2条 (L2211-2) にあたる「この原則の侵害は、必要な場合にのみ、本法で規定された条件に従ってのみ、なされうる」が続く。
- 81) このような考えに至ったのには、間接的に、リュック・ボルタンスキー著、小田切 裕詞訳『胎児の条件』、法政大学出版局、2018 年に負うところが大きい。
- 82) 前掲書、『胎児の条件』p. 263。
- 83) 「世界最小 245g 赤ちゃん、米で誕生 2500g で退院」、朝日新聞、2019/05/31。
- 84) 前掲書、『男性的なもの/女性的なもの』、Ⅱ、pp. 155-156。
- 85) 正確には、女男平等 l'égalité entre les femmes et les hommes と、女性が先に記されている。

キーワード:男女平等, 中絶, セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ, 人権